

## 埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱

### (目的)

第1条 本要綱は、埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（以下、「指針」という。）別表第5備考の規定に基づき検証を行う者の登録等について必要な事項を定める。

### (検証機関の登録)

第2条 指針別表第5備考で定める検証の業務（以下「検証業務」という。）を行おうとする者は、検証業務に関し別表第1に定める区分（以下「登録区分」という。）ごとに、知事の登録を受けるものとする。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き検証業務を行おうとする者は、第1項の登録を更新する登録を受けるものとする。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の措置がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその措置がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

### (検証機関の登録の申請)

第3条 前条第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者（以下「検証機関登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第1号の申請書を知事に提出するものとする。

一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 登録区分

三 検証業務を行う営業所の名称及び所在地

四 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

五 未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（当該法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者及び役員（氏名並びに主たる事務所の所在地）

六 第3号の営業所ごとに置かれる検証主任者（第9条第1項に規定する検証主任者をいう。）の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、検証機関登録申請者が第5条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他の別表第2に定める書類を添付するものとする。

3 前条第3項の規定による更新の登録に係る申請書の提出は、同条第2項の有効期間の満了の日前30日までにを行うものとする。

### (検証機関の登録の実施)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否するときを除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を様式第4号の登録検証機関登録簿に記載して、登録するものとする。

一 登録年月日、登録番号及び登録区分

二 登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 検証業務を行う営業所の名称及び所在地

四 検証主任者の氏名及び所属する営業所の名称

五 登録検証機関が法人である場合にあつては、その役員の氏名

六 登録検証機関が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつ

ては、その法定代理人の氏名及び住所（当該法定代理人が法人である場合にあっては、名称、代表者及び役員の名並びに主たる事務所の所在地）

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を様式第5号により検証機関登録申請者に通知するものとする。

（検証機関の登録の拒否）

第5条 知事は、検証機関登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第3条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否するものとする。

- 一 第15条第1項の規定により登録を取り消され、その措置のあった日から2年を経過しない者
- 二 登録検証機関で法人であるものが第15条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その措置のあった日前30日以内にその登録検証機関の役員であった者でその措置のあった日から2年を経過しないもの
- 三 第15条第1項の規定により検証業務の停止を勧告され、その停止の期間が経過しない者
- 四 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 五 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 六 第9条第1項又は第3項に規定する要件を欠く者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を様式第6号により当該検証機関登録申請者に通知するものとする。

（検証機関の登録事項の変更の届出）

第6条 登録検証機関は、検証業務を行う営業所の名称又は所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、様式第7号により、知事に届け出るものとする。

2 登録検証機関は、第3条第1項各号に掲げる事項（登録区分並びに検証業務を行う営業所の名称及び所在地を除く。）に変更があったときは、様式第8号に、別表第3に定める書面を添付して、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出るものとする。

3 知事は、前2項の規定による届出を受理した場合は、当該届出に係る事項が前条第1項第4号から第6号までのいずれかに該当するときを除き、届出があった事項を登録検証機関登録簿に登録するものとする。

（検証機関の廃業等の届出）

第7条 登録検証機関が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を様式第9号により、知事に届け出るものとする。

- 一 死亡した場合 その相続人
- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

2 登録検証機関は、検証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を様式第10号により、知事に届け出るものとする。

3 登録検証機関が第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は県内における検証業務の全部を廃止したときは、当該登録検証機関の登録は、その効力を失う。

（検証機関の登録の抹消）

第8条 知事は、登録検証機関の登録がその効力を失ったとき、又は第15条第1項の規定により登録検証機関の登録を取り消したときは、登録検証機関登録簿から当該登録検証機関の登録を抹消するものとする。

(検証主任者の設置等)

第9条 登録検証機関は、第3条第1項第3号の営業所ごとに、検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに別表第4に定めるもののうちから1名以上の検証主任者を置き、次項に定める業務を行わせるものとする。

2 前項の検証主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

- 一 検証業務がこの要綱に違反して行われていないことの確認に関すること。
- 二 検証業務の実施の計画の立案に関すること。
- 三 検証業務の実施により得られた証拠に基づく結論の決定に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、検証業務の適正な実施の確保に関すること。

3 登録検証機関は、検証業務の信頼性の確保のため、次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 検証業務の管理及び精度の確保に関する文書を作成すること。
- 二 前号の文書に記載されたところに従い、検証業務の管理及び精度の確保を行う部門を検証業務を行う部門と別に置くこと。

(検証業務の実施等)

第10条 登録検証機関は、検証業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検証業務を行うものとする。

2 登録検証機関は、公正に、かつ、別表第5に定める方法により検証業務を行うものとする。

3 登録検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の当該登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として別表第6に定める者が設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。

(検証機関の秘密保持義務)

第11条 登録検証機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(検証業務規程)

第12条 登録検証機関は、検証業務に関する規程（以下「検証業務規程」という。）を定め、検証業務の開始前の別表第7に定める期日までに、様式第12号により知事に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 検証業務規程には、検証業務の実施方法、検証業務に関する料金その他の別表第8に定める事項を定めるものとする。

(帳簿の備付け等)

第13条 登録検証機関は、第3条第1項第3号の営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し別表第9に定める事項を記載し、同表に定める当該帳簿及び検証業務に係る資料を保存するものとする。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第14条 登録検証機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、その日から5年間事業所に備え置くものとする。

2 大規模事業者その他の利害関係人は、登録検証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号の請求をするに当たっては、登録検証機関の定めた費用を支払うものとする。

- 一 財務諸表等の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(検証機関の登録の取消し等)

第15条 知事は、登録検証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその検証業務の全部若しくは一部の停止を勧告することができる。

- 一 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けたとき。

- 二 第5条第1項第2号、第4号又は第5号のいずれかに該当することとなったとき。
- 三 第6条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第7条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第10条第3項の規定に違反したとき。
- 六 第12条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 七 第13条の規定に違反して第3条第1項第3号の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を別表第9に定めるところにより保存しなかったとき。
- 八 前条第1項の規定に違反したとき。
- 九 次条又は第17条の規定による勧告に応じなかったとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消した場合において、取消しの日までに実施された検証について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

3 知事は、第1項の規定による措置をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を様式第13号又は様式第14号により当該登録検証機関に通知するものとする。

(適合勧告)

第16条 知事は、登録検証機関が第9条第1項又は第3項の規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、当該規定に適合するため必要な措置をとるよう勧告することができる。

(改善勧告)

第17条 知事は、登録検証機関が第10条第1項又は第2項の規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、検証業務を行うべきこと又は検証業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第18条 知事は、次の場合には、別表第10に定める事項を公表するものとする。

- 一 第4条第1項の規定による登録をしたとき。
- 二 第6条第3項の規定による登録をしたとき。
- 三 第7条第1項又は第2項の規定による届出があったとき。
- 四 第15条第1項の規定により登録検証機関の登録を取り消し、又は検証業務の全部若しくは一部の停止を勧告したとき。

(立入調査)

第19条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、その職員に、登録検証機関の事務所、営業所その他の場所に立ち入り、検証業務の実施状況等について調査させることができる。

2 登録検証機関は、当該調査に協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月25日から施行する。

別表第1（登録の区分）

一	目標設定ガス排出量及び基準排出量の検証（以下「目標設定ガス・基準量検証」という。）
二	県内削減量及び県外削減量の検証（以下「県内外削減量検証」という。）
三	その他ガス削減量の検証
四	電気等環境価値保有量の検証
五	指針別表第4備考に規定する知事が別に定める基準（以下「優良事業所基準」という。）への適合の検証（第1区分事業所の検証に限る。）
六	優良事業所基準への適合の検証（第2区分事業所の検証に限る。）

別表第2（登録申請書に添付する書類）

一	検証機関登録申請者（当該検証機関登録申請者が法人である場合にあってはその役員を、検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）を含む。）が第5条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
二	検証機関登録申請者が置いた第9条第1項の検証主任者が別表第4各項に掲げる登録区分ごとに、当該各項に掲げる者に該当する者であることを証する書面
三	検証機関登録申請者が第9条第3項各号の措置を実施していることを証する書面
四	検証機関登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
五	検証機関登録申請者が個人である場合にあっては、住民票の写し又はこれに代わる書面
五の二	検証機関登録申請者が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合において、次に掲げる法定代理人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書面 ア 個人 当該法定代理人の住民票の写し又はこれに代わる書面 イ 法人 当該法定代理人の登記事項証明書及びその役員の住民票の写し又はこれに代わる書面
六	営業所の名称及び所在地を記載した書面
七	検証機関登録申請者（検証機関登録申請者が法人である場合にあってはその役員、検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては当該検証機関登録申請者及びその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員））の略歴を記載した書面

備考

- 1 知事は、この表に定めるもののほか、検証機関登録申請者に対し、次に掲げる者に係る住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書の提出を求めることができる。
  - 一 検証機関登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（当該役員が検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。））
  - 二 検証機関登録申請者が選任した検証主任者
- 2 表第1項の誓約する書面は、様式第2号の検証機関登録申請者誓約書によるものとする。
- 3 表第7項の書面は、様式第3号の検証機関登録申請者略歴書によるものとする。
- 4 第2条第3項の規定による更新の登録を受けようとする検証機関登録申請者は第二項から第七項までの右欄に掲げる書類のうち、その記載内容が既に知事に提出した第3条第1項の申請書又は第6条第1項の届出書に添付したものから変更がないもの（第四項から第五項の二までの右欄に掲げる書類にあっては、当該更新の登録を受けようとして当該検証機関登録申請書を提出する日前6月以内に作成されたものを既に知事に提出している場合に限る。）については、添付することを要しない。

別表第3（登録検証機関登録事項変更届に添付する書面）

一	第3条第1項第1号の氏名又は住所の変更（登録検証機関が個人の場合に限る。）	住民票の写し又はこれに代わる書面
二	第3条第1項第1号の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更（登録検証機関が法人の場合に限る。）	登記事項証明書
三	第3条第1項第4号の役員の就任	登記事項証明書並びに別表第2第1号及び第7号の書面
四	第3条第1項第4号の役員の氏名の変更（前号に該当する場合を除く。）又は同号の役員の退任	登記事項証明書
五	第3条第1項第5号の法定代理人の追加	別表第2第1号、第5号の2及び第7号の書面
六	第3条第1項第5号の法定代理人の氏名又は住所（当該法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者若しくは役員の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（前号に該当する場合を除く。）	別表第2第5号の2の書面
七	第3条第1項第6号の検証主任者の追加	別表第2第2号の書面

備考

- 1 知事は、この表に定めるもののほか、届出を行う登録検証機関に対し、次に掲げる者に係る住民票の写し若しくはこれに代わる書面又は登記事項証明書の提出を求めることができる。
  - 一 検証機関登録申請者が法人である場合にあつては、その役員（当該役員が検証業務に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該役員及びその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。））
  - 二 届出を行う登録検証機関が選任した検証主任者

別表第4（検証主任者）

一	目標設定ガス・基準量検証	目標設定ガス・基準量検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、検証主任者の登録の申請の日（以下この表において「申請日」という。）前3年以内合計10件以上あり、かつ、知事が実施する目標設定ガス・基準量検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者
二	県内外削減量検証	県内外削減量検証の業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前3年以内に合計10件以上あり、若しくはエネルギーの使用の合理化又は温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言又は性能検証の業務に合計1年以上従事している者のうち、知事が実施する県内外削減量検証の業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者
三	その他ガス削減量の検証	その他ガス削減量の検証業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前3年間

		以内に合計3件以上あり、かつ、知事が実施するその他ガス削減量の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者
四	電気等環境価値保有量の検証	電気等環境価値保有量の検証業務その他これに類するものとして知事が指定する業務について担当した経験が、申請日前3年間以内に合計10件以上あり、かつ、知事が実施する電気等環境価値保有量の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者
五	優良事業所基準への適合の検証（第1区分事業所の検証に限る。）	第1区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計3年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了し、かつ、建築士法第10条の2第4項に規定する設備設計1級建築士、技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（同法第32条第1項の規定により合格した第2次試験の技術部門が、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（第2次試験の選択科目として電気電子部門、機械部門又は衛生工学部門を選択した場合に限る。））である者に限る。）として登録を受けている者、 <u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律</u> （昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。） <u>第55条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者又は建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士のいずれかに該当する者</u>
六	優良事業所基準への適合の検証（第2区分事業所の検証に限る。）	第2区分事業所に対する優良事業所基準への適合の検証業務又はエネルギーの使用の合理化若しくは温室効果ガスの排出量の削減に関する診断、助言若しくは性能検証の業務に合計3年間以上従事している者のうち、優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定した講習会を修了し、かつ、建築士法第10条の2第4項に規定する設備設計1級建築士、技術士法第2条第1項に規定する技術士（同法第32条第1項の規定により合格した第2次試験の技術部門が電気電子部門、機械部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（第2次試験の選択科目として電気電子部門、機械部門又は衛生工学部門を選択した場合に限る。））である者に限る。）として登録を受けている者、省エネ法第51条第1項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者又は建築士法施行規則第17条の18に規定する建築設備士のいずれかに該当する者

備考

- 1 別に定めるところによる知事への申請に基づく登録が有効期間内にある者とする。
- 2 検証主任者の登録及び検証業務に関する講習会については、知事が別に定める。



別表第5（検証業務の実施方法）

一	検証実施に当たり事前に検証計画を作成すること。
二	検証主任者以外の者が検証業務に従事する場合にあつては、当該者に、別表第4各項に規定する知事が実施する当該検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了させること。
三	優良事業所基準への適合の検証において実地調査を行う場合にあつては、検証主任者を1名以上当該調査に立ち合わせる。ただし、検証主任者が前条第一項第五号若しくは第六号に規定する優良事業所基準への適合の検証業務に関する講習会又は知事が指定する講習会を修了した者（以下この号において「講習会修了者」という。）に調査内容の指示を行い、かつ、当該調査時に監督及び助言を行う体制を確保する場合には、当該調査（知事が別に定める部分に限る。）について、講習会修了者の立会いをもって検証主任者の立会いに代えることができる。
四	検証の結論の決定は、書類調査又は実地調査により得られる適正な証拠に基づいて行い、検証の結果の報告は様式第11号及び第6項に規定する指針で定める様式により行うこと。
五	自らの検証業務規程に定める検証業務の実施方法に反しないこと。
六	第1項から第5項に定めるもののほか、知事が別に定める検証業務の実施方法に係る指針に基づき検証業務を実施すること。

別表第6（著しい利害関係を有する事業者）

一	当該登録検証機関
二	当該登録検証機関が株式会社である場合における親株式会社（当該登録検証機関を子会社とする株式会社をいう。）
三	役員又は職員（検証業務を行う日の前2年間にそのいずれかであった者を含む。次項において同じ。）が当該登録検証機関の役員に占める割合が2分の1を超える事業者
四	役員又は職員のうち当該登録検証機関（法人であるものを除く。）又は当該登録検証機関の代表権を有する役員が含まれている事業者
五	当該登録検証機関との取引関係その他の利害関係が検証業務に影響を及ぼすおそれがある事業者として知事が別に定めるもの

別表第7（検証業務規程届出書の提出期日）

一	検証業務規程を定めた場合	検証業務の開始の日の2週間前
二	検証業務規程を変更しようとする場合	当該変更後の検証業務規程に基づく検証業務の開始の日の2週間前

別表第8（検証業務規程）

一	検証業務の実施及び管理の方法に関する事項
二	検証業務の対象となる事業所等の場所に関する事項
三	検証業務の料金に関する事項
四	検証業務を実施する者並びに検証業務の管理及び精度の確保を行う者の選任、解任及び配置に関する事項
五	検証業務に関する秘密の保持に関する事項
六	検証業務に関する書類の保存に関する事項
七	財務諸表等の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項
八	前各項に定めるもののほか、検証業務に関し必要な事項

別表第9（帳簿の記録、資料等）

記載事項	一	検証業務を行った年月日
	二	検証業務の対象とした事業所等の名称及び所在地
	三	検証業務を行った検証主任者の氏名
	四	検証業務の登録区分
保存資料	五	検証業務に関する契約書
	六	検証結果報告書
	七	購買伝票その他の燃料等の使用の状況を証する書類（検証業務の対象となる事業所等が県外にあるものに限る。）
	八	前3項に関連する資料

備考

帳簿及び資料は、記載の日から7年間、営業所ごとに保存するものとする。

別表第10（公表事項）

一	第4条第1項の規定による登録をしたとき及び第6条第3項の規定による登録をしたとき。	(1) 登録検証機関の氏名（法人にあつては、名称） (2) 検証業務を行う営業所の所在市区町村 (3) 登録番号及び登録区分
二	第7条第1項の規定による届出があったとき。	当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあつては、名称）
三	第7条第2項の規定による届出があったとき。	(1) 当該届出に係る登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあつては、名称） (2) 休止し、又は廃止する検証業務の範囲
四	第15条第1項の規定により登録検証機関の登録を取り消したとき。	登録を取り消した登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあつては、名称）
五	第15条の第1項の規定により検証業務の全部又は一部の停止を勧告したとき。	(1) 検証業務の停止を勧告した登録検証機関の登録番号、登録区分及び氏名（法人にあつては、名称） (2) 停止する検証業務の範囲

別記

- 様式第1号 検証機関登録申請書
- 様式第2号 検証機関登録申請者誓約書
- 様式第3号 検証機関登録申請者略歴書
- 様式第4号 登録検証機関登録簿
- 様式第5号 登録検証機関登録通知書
- 様式第6号 検証機関登録拒否通知書
- 様式第7号 検証業務営業所名称等変更届
- 様式第8号 登録検証機関登録事項変更届
- 様式第9号 登録検証機関廃業等届
- 様式第10号 登録検証機関検証業務廃止等届
- 様式第11号 検証結果報告書
- 様式第12号 検証業務規程届出書
- 様式第13号 登録検証機関登録取消通知書
- 様式第14号 登録検証機関業務停止勧告書



(あて先)  
埼玉県知事

検証機関登録申請者誓約書

検証機関登録申請者（当該検証機関登録申請者が法人である場合にあつてはその役員を、検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）を含む。）は、埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

検証機関登録申請者の氏名  
〔法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名〕



様式第4号(第4条第1項関係)

登録検証機関登録簿

登録番号	登録検証機関の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	法人にあっては、その役員の名	未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所(当該法定代理人が法人である場合にあつては、名称、代表者及び役員の名並びに主たる事務所の所在地)	登録区分及び登録有効期間	検証業務を行う営業所の名称、所在地	営業所に置かれる検証主任者の氏名
				1 目標設定ガス・基準量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  2 県内外削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  3 その他ガス削減量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  4 電気等環境価値保有量 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  5 優良事業所基準への適合(第1区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで  6 優良事業所基準への適合(第2区分) 登録有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		

様式第5号(第4条第2項関係)

登録検証機関登録通知書

第 年 月 日 号

埼玉県知事

印

年 月 日付けで申請のあった登録検証機関の  
 ( 登 録 )  
 ( 更 新 の 登 録 )  
 ( 新 た な 区 分 の 登 録 ) につ

いては、埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱第4条第1項の規定により、検証機関登録申請者を登録検証機関として登録検証機関登録簿に次のとおり登録したので、同条第2項の規定に基づき通知します。

検証機関登録申請者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
検証機関登録申請者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
登 録 番 号		
登 録 区 分 及 び 登 録 の 有 効 期 間	登録区分	登録の有効期間
	1 目標設定ガス・基準量	年 月 日から 年 月 日まで
	2 県内外削減量	年 月 日から 年 月 日まで
	3 その他ガス削減量	年 月 日から 年 月 日まで
	4 電気等環境価値保有量	年 月 日から 年 月 日まで
	5 優良事業所基準への適合(第1区分)	年 月 日から 年 月 日まで
6 優良事業所基準への適合(第2区分)	年 月 日から 年 月 日まで	
備 考		

(日本産業規格A列4番)

様式第6号(第5条第2項関係)

検証機関登録拒否通知書

第 年 月 日 号

様

埼玉県知事



年 月 日付けで申請のあった検証機関の登録の申請については、埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱第5条第1項の規定により、次のとおり登録の要件に適合しない事項があり登録できないので、同条第2項の規定により、通知します。

検証機関登録申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
検証機関登録申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
登録拒否の理由	
備 考	

(日本産業規格A列4番)



様式第7号(第6条第1項関係)

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

住 所  
氏 名

〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

検証業務営業所名称等変更届

埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱第6条第1項の規定により、検証業務を行う営業所の名称等の変更を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
登録検証機関の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
登 録 番 号	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	1 検証業務を行う営業所の名称 2 検証業務を行う営業所の所在地
変更内容	変 更 前
	変 更 後
連 絡 先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「変更事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第8号(第6条第2項関係)

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

住 所  
氏 名

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

登録検証機関登録事項変更届

埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱第6条第2項の規定により、登録検証機関の登録事項の変更を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
登録検証機関の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)		
登 録 番 号		
変 更 年 月 日		年 月 日
変 更 事 項	変 更 前	----- -----
	変 更 後	----- -----
連 絡 先		(電話番号 )
※受付欄		

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第9号(第7条第1項関係)

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

住 所  
氏 名

〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

登録検証機関廃業等届

埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱第7条第1項の規定により、登録検証機関の廃業等を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
登録検証機関の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
登 録 番 号	
届 出 の 理 由	1 死 亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 解 散
届出理由の生じた日	年 月 日
登録検証機関と届出人との関係	1 相 続 人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清 算 人
連 絡 先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「届出の理由」欄及び「登録検証機関と届出人との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第10号(第7条第2項関係)

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

住 所  
氏 名

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所の所在地〕

登録検証機関検証業務廃止等届

埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱第7条第2項の規定により、登録検証機関の検証業務の廃止等を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
登録検証機関の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
登 録 番 号	
休 止 又 は 廃 止 の 別	1 休止 2 廃止
休 止 又 は 廃 止 の 検 証 業 務 の 範 囲	
休 止 の 期 間 又 は 廃 止 の 日	
連 絡 先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「休止又は廃止の別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

(あて先)  
埼玉県知事

住 所

氏 名

④

法人にあっては名称、代表者の氏名  
及び主たる事務所所在地

## 検証結果報告書

## 1 検証の対象

検証対象の種類		
検証先事業所	名称	
	所在地	
	事業所番号	

## 2 検証の対象年度

検証の対象年度	年度
---------	----

## 3 検証を実施した登録検証機関

登録区分				
登録番号		登録年月日	年 月 日	
営業所の名称				
営業所の所在地				
検証主任者	部署名			
	氏名			
	登録番号		登録年月日	年 月 日
	連絡先	電話番号		
電子メールアドレス				

## 4 利害相反の回避

検証先事業所が登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者の設置している事業所でないことその他の利害相反の回避の確認	<input type="checkbox"/> 確認済み
---	-------------------------------

## 5 検証結果

検証結果	適 合	埼玉県と要協議

検証された排出量、削減量、対策の推進の程度等	
------------------------	--

備考 検証の担当者、検証結果の理由その他検証に係る事項については、知事が別に定める検証業務の実施方法に係る指針に定めるところにより、当該事項を記載した書類を添付すること。

様式第12号(第12条第1項関係)

年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

住 所  
氏 名

〔 法人にあつては名称、代表者の氏名及  
び主たる事務所の所在地 〕

検証業務規程届出書

埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱第12条第1項の規定により、検証業務規程を定めたので次のとおり届け出ます。

登録検証機関の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
登録検証機関の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
登 録 番 号	
検 証 業 務 規 程	別添のとおり
連 絡 先	(電話番号 )
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

様式第13号(第15条第3項関係)

登録検証機関登録取消通知書

第 年 月 日

様

埼玉県知事



埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱第15条第1項の規定により、次のとおり登録検証機関としての登録を取り消すものとする。

登録検証機関の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
登録検証機関の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
登録番号	
登録を取り消す理由	
登録を取り消した日までに実施された検証について取消しの効力の及ぶ範囲	
備考	

(日本産業規格A列4番)

登録検証機関業務停止勧告書

第 年 月 号 日

様

埼玉県知事



埼玉県目標設定型排出量取引制度に係る検証機関登録等実施要綱第15条第1項の規定により、次のとおり検証業務の停止を勧告する。

登録検証機関の氏名 (法人にあつては、名称 及び代表者の氏名)	
登録検証機関の住所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)	
登 録 番 号	
停止を勧告する業務	
停 止 期 間	
停止を勧告する理由	
備 考	